

◆ 誘導施設

★【誘導】今後誘導を図る施設(誘導施設)

■【維持】区域内に立地があり、区域外への転出・流出を防ぐ施設(誘導施設)

○【維持努力】区域内に立地があり維持を図るが、誘導施設としない施設

△【維持努力】区域外であり機能の補完が必要であるが、誘導施設としない施設

都市機能	一般的な名称	各施設の配置の方針	都市機能誘導区域 (役場周辺)	都市機能誘導区域 (吉原周辺)	都市機能誘導区域外
1.行政機能	役場等	・住民が利用しやすいよう都市機能誘導区域に配置	■		△
2.介護福祉機能	地域包括支援センター	・関連施設と連携をとりつつ、継続的包括的な支援が必要であるため、中心拠点に配置	○		
	地域福祉センター	・日常生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置			△
	通所系施設			○	△
	訪問系施設			○	△
	入所系施設	・高齢者等が容易に利用できるよう町内の必要箇所に適正配置		○	△
	小規模多機能型施設			○	△
3.子育て機能	こども家庭センター	・関連施設と連携をとりつつ、継続的包括的な支援が必要であるため、中心拠点に配置	■		
	子育て支援センター		■		
	保育園	・日常生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置			△
	幼稚園				△
	認定こども園				△
4.商業機能	中規模商業施設(店舗面積1,000㎡以上)	・町の活性化やにぎわいの創出のため、中心拠点に配置	■		△
	食品スーパー(店舗面積250㎡以上)	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置	★		△
	商業施設(商業機能を有する施設、飲食店等)	・食品や日用雑貨、お土産品等多数の品種を扱う小規模な店舗 ・地場産品等による飲食店	★		
5.医療機能	病院	・全住民及び高齢者等が容易に活用できるように中心拠点に配置	★	■	
	診療所	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置	○		△
6.金融機能	信用金庫	・窓口業務(決済、融資等)による金融サービスを提供する施設であり、都市機能誘導区域に配置	■		
	郵便局	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置			△
	農業協同組合等の金融機関		○		△
	ATM		○		△
7.教育・文化機能	公立公民館	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置	○		△
	図書館	・町の活性化やにぎわいの創出のため、都市機能誘導区域に配置	■		
	博物館	・町の活性化やにぎわいの創出のため、都市機能誘導区域に配置	■		
	小中学校	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置	○		△